

健康経営の個別施策について(休暇制度)

● 休暇制度の充実・活用促進

健康経営の推進にあたり、以下の休暇制度を創設

● ライフイベントサポート休暇

【利用上限】 30日

【利用用途】 親族の傷病時の看護や付き添い、子の養育に必要な学校行事への参加、不妊治療、キャリアアップのためのセミナーや社会人大学等の受講、ボランティア活動、地域行事（環境美化・お祭り）、ドナー提供者となるとき 等

● 治療と仕事の両立休暇

【利用上限】 年度内の残月数に応じ最大年間12日

【利用用途】 指定難病疾患・繰り返し治療が必要な罹患者が、治療のために通院、入院するとき

● 新型コロナワクチン接種休暇

【利用上限】 接種1回につき1日

【利用用途】 接種または接種後の体調不良で休務を要する場合



	指標等	2021年度	2022年度	2023年度
1	ライフイベントサポート 休暇の利用者数	301人	188人	157人
2	治療と仕事の両立支援 休暇の利用者数	12人	12人	12人
3	新型コロナワクチン接種 特別休暇の利用者数 (3回接種でのべ人数)	1,490人	－	－